

# 衆議院厚生労働委員会ニュース

平成 30. 5. 16 第 196 回国会第 19 号

5 月 16 日（水）、第 19 回の委員会が開かれました。

## 1 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第 63 号）

労働基準法等の一部を改正する法律案（西村智奈美君外 2 名提出、衆法第 17 号）

雇用対策法の一部を改正する法律案（岡本充功君外 4 名提出、衆法第 14 号）

労働基準法の一部を改正する法律案（岡本充功君外 4 名提出、衆法第 15 号）

労働契約法の一部を改正する法律案（岡本充功君外 4 名提出、衆法第 16 号）

- ・加藤厚生労働大臣、牧原厚生労働副大臣、田畑厚生労働大臣政務官、秋本国土交通大臣政務官及び政府参考人並びに提出者西村智奈美君（立憲）、長谷川嘉一君（立憲）、尾辻かな子君（立憲）及び大西健介君（国民）に対し質疑を行いました。
- ・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。

（質疑者及び主な質疑内容）

### 高橋ひなこ君（自民）

- ・平成25年度労働時間等総合実態調査の精査の結果について伺いたい。
- ・時間外労働の上限規制の導入により、労働者にとって収入の減少の不安がある中で、働き方改革が労働者に与えるメリット及び日本経済に与える影響について伺いたい。
- ・高度プロフェッショナル制度の対象労働者の健康確保措置の内容について、日本労働組合総連合会による要請の経緯も含めて伺いたい。

### 中野洋昌君（公明）

- ・労働基準法等改正案（立憲案）の時間外労働の上限である単月80時間未満、複数月平均60時間以下という働き方改革実現会議の労使合意よりも厳しい規制が現実的に運用可能と考える根拠を伺いたい。
- ・労働基準法改正案（国民案）のインターバル規制について、立憲案と異なり、目安を示さず厚生労働省令で定めることとした理由を伺いたい。
- ・中小企業の働き方改革に向けて、いわゆる下請Gメンに係る中小企業庁の取組内容及び今後の方針について伺いたい。

### 長妻昭君（立憲）

- ・平成25年度労働時間等総合実態調査の精査の結果、集計から除外された約2,500事業場以外の約9,000事業場のデータが正しいとする根拠は何か。
- ・国会や政党の部会等に提出された平成25年度労働時間等総合実態調査のデータを元に作成された二次資料を調査

し、訂正するべきではないか。

- ・高度プロフェッショナル制度について、健康管理時間を把握していなかったため、遡って制度を適用しないこととなった場合の時間外労働手当の計算はどのように行うのか。

### 吉田統彦君（立憲）

- ・平成25年度労働時間等総合実態調査の精査の結果、多数の異常値が見つかった理由をどのように考えているか。
- ・医療現場において逆タスク・シフティングが行われている事例があるが、厚生労働大臣の認識を伺いたい。
- ・建設業について、今後、技能者の育成をどのように行うのか。

### 西村智奈美君（立憲）

- ・平成25年度労働時間等総合実態調査の再集計の対象となった9,083事業場のデータに誤りがないと答弁できるのか。

### 柚木道義君（国民）

- ・平成25年度労働時間等総合実態調査の精査の結果、一般労働者の法定時間外労働の平均時間が精査前よりも約1割短くなっているが、当該調査の統計的有意性は検証したのか。
- ・平成25年度労働時間等総合実態調査の精査結果を労働政策審議会に報告し、そこで再度法案の議論をやり直すべきではないか。
- ・セクハラ被害者を守るため、公益通報者保護法の改正

を検討する必要があるのではないか。

### **山井和則君（国民）**

- ・将来、高度プロフェッショナル制度の対象業務の拡大及び年収要件の引下げを行う可能性はあるのか。
- ・高度プロフェッショナル制度の対象労働者は労災認定を受けにくいと厚生労働大臣は考えるか。
- ・法人営業を行うコンサルタントは高度プロフェッショナル制度の対象となるか。

### **岡本充功君（国民）**

- ・高度プロフェッショナル制度において、有期雇用契約は日単位でも可能なのか、可能だとしたら年104日以上の日確保措置の取扱いはどうなるのか。
- ・自動車運転業務は過労死率が非常に高い状況にあるため、法改正に合わせて、速やかに「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」も改正すべきではないか。
- ・産業医が解任されるなどの不利益を被ることなく事業者に必要な勧告をできるよう実効性を担保すべきではないか。

### **高橋千鶴子君（共産）**

- ・内閣提出案に「同一労働同一賃金」の文言が明記されていないことにより、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の違いをなくすという趣旨が曖昧になっていないか。
- ・内閣提出案では、パートタイム労働法に有期雇用労働者を組み込むことに伴い、労働契約法第20条を削除することとしているが、有期雇用労働者に対する法的効力に変更がないことを確認したい。
- ・正規雇用労働者の待遇を引き下げることによって非正規雇用労働者と同じ待遇にすることは、内閣提出案の趣旨に反するのではないか。

### **浦野靖人君（維新）**

- ・現行の社会保険労務士法の懲戒処分に関する規定は曖昧であり、労働基準法違反を繰り返す会社の社会保険労務士に対するペナルティーの在り方を検討すべきではないか。
- ・地元の商工会議所等に相談するなど中小零細企業の支援体制が整えられているが、そこにたどり着けない企業もあるのではないか。
- ・国家公務員の過労死を防止するため、各府省の長が職員の働き方について毎年人事院に報告する制度が必要ではないか。